

いじめの防止等のための基本的な方針

四国中央市立妻鳥小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・ いじめは全ての児童に関係する問題であるとの認識に立ち、いじめをしない、いじめを見て見ぬふりをしない児童の育成に最善を尽くす。
- ・ 全教育活動を通して心を耕し、温かい人間関係や学級づくり・学校づくりに最善を尽くす。
- ・ 地域・家庭・関係機関と連携し、未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめられた児童のケアに最善を尽くす。

互いに認め合い、支え合い、助け合うえひなの子

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条より）

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめを行ってはならない」（宇摩の子の誓い）との意識を学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・ 教職員一人一人が「いじめは卑怯な行為である」、「したらいかんことはいかん」との意識をもち、その言動が児童に大きな影響力をもつことを十分認識し、児童の手本となるよう行動する。

(3) いじめの定義（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法第2条より）

- ・ 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの態様

- ア **言語的攻撃**—嫌がるあだ名で呼ぶ。身体や動作について不快な言葉で悪口を言う。冷やかしたり、からかったりする。等
- ・ **いじめの出発点**であり、この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐ。
- イ **身体的攻撃**—ぶつかったり、足をかけたりする。技の練習台にする。遊ぶふりをして叩く、殴る、蹴る、つねる等の暴力をふるう。服を脱がせたり、髪を切ったりする。危険なことをされたり、させられたりする。等
- ・ **いじめが進んでいる**場合が多く、広範な被害を受けていることを想定して対応する必要がある。
- ウ **社会的攻撃**—仲間はずしする。集団で無視する。恐喝、たかり、物を売りつける。持ち物を盗んだり、隠したり、壊したり、捨てたりする。強要する。嫌なこと・恥ずかしいことを無理やりさせる。誹謗中傷をネット上に載せる。等
- ・ **いじめの多くは集団**で行われる。当事者だけでなく、集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要である。

- ・ これらの「いじめ」の中には、犯罪行為と取り扱われるべき事案や生命に関わる事案など、警察をはじめ関係諸機関との連携が必要なものがある。これらについては、教育的な配慮、被害者の意向、関係する児童のプライバシーに配慮した上で、早期に連携して対応する必要がある。

エ けんか・ふざけ合い

- ・ 見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(5) いじめ問題の理解

ア いじめをとらえる視点

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを十分認識する。
- ・ 当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている。
- ・ 被害者にとってはもちろん、加害者も将来に渡って心身に甚大な影響を与えるものだにとらえる。
- ・ いじめは、力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることを理解する。ただし、ネットいじめについては、力の優位－劣位の関係は逆転している場合があることを認識する。

イ いじめの構造

- ・ いじめは意識的かつ集合的に行われ、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることを理解する。
- ・ 加害被害の二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在など、集団構造上の問題が存在することを理解する。

ウ いじめる心理

- ・ いじめの背景にあるいじめる側の心理（①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情、⑥テレビ番組やネット動画等の安易な模倣など）がある。
- ・ いじめる側の心理の背景には、不安、葛藤、劣等感、欲求不満などが複雑に絡み合っていることを理解する。

2 いじめ未然防止等のための対策に関する事項 未然防止のための取組

【 基本的な考え方 】

- ・ 全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を関係者が一体となって継続的に行う。
- ・ 「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、全ての児童が豊かな心を持ち、自尊感情や自己有用感を育てる学校づくり・学級づくりを目指す。
- ・ 全ての児童が充実した学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組み、望ましい人間関係づくりに努める。

(1) 学級経営の充実

- ア 「悪いことは悪い」「些細な事でも人として許されないことがある」等、正義、公正、公平がいきわたる学級経営に努める。
- イ 一人一人の児童を大切にし、教師の「居場所づくり」により、全ての児童が安心して、自尊感情を高め、自己有用感や充実感が感じられる学級経営を目指す。
- ウ アンケートや教育相談などのフォーマルな場と雑談や日記などのインフォーマルな場を通して児童の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築いておく。
- エ 各学級で友達のよいところを見つけてお互いを認め合う場を設定し、児童同士で自尊感情を高め合い、お互いの信頼関係を築けるようにする。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。
- イ 児童が人の痛みに関心し、思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ウ 表現力やコミュニケーション力の育成と「観衆」や「傍観者」にならないよう配慮する。

(3) 道徳教育の充実

- ア 「いのち」を核とした道徳教育を推進し、いじめを「しない」「許さない」「止めよう」と行動を起こす」という人間性豊かな心とともに、実践力を育てる。
- イ 児童の気持ちを揺さぶる教材や資料との出会いにより、人としての「気高さ」や「心遣い」に触れたり、自分自身の生活や行動を省みたりすることによって、「いじめ」を未然に防止する。

(4) 体験活動の充実

- ア 児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- イ 福祉体験やボランティア活動、勤労体験等、発達の段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ウ 年間を通じて、2～3か月に1回、学期に1回など、計画的に体験活動を行い、児童が自ら気付く・学ぶ機会を提供していく。

(5) 児童の主体的な活動（児童会活動）

- ア 縦割り班活動（なかよし班）を通して、互いのことを認め合ったり、心のつながりを大切にしたりする「仲間づくり」を行う。

- イ なかよし委員会を中心にして、「自他のよいところ探し」など自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
- ウ 児童会等を中心に児童自らがいじめをなくす取組について協議し、実践する場を設定する。(スマホや携帯、通信可能なゲーム機によるトラブルを防ぐルール作りなど)
- エ いじめSTOP愛顔の子ども会議で話し合ったことを学級で具体的に取組んでいく。
- オ 教職員が児童の活動を温かく見守り、陰で支える役割に徹する。
- (6) 分かる授業づくり(授業改善・指導方法の工夫改善)
- ア 全ての児童が楽しく「分かる・できる」ことを目指す授業のユニバーサルデザイン化を推進する。
- イ 授業を行う全ての教員が、公開授業を行って互いの授業を参観し合う。
- ウ 教科の観点だけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にできる機会を取り入れる。
- (7) 特別活動の充実(コミュニケーション能力の育成)
- ア 児童一人一人が役割を分担し、協力して取組んだり、一人一人の自発的な思いや願いを大切に取組んだりすることにより「自己存在感」を感じさせる。
- イ 集団活動の中で、互いのよさを認め合って取組むことにより、児童の「共感的な人間関係」を育てる。
- ウ 「自己決定」の場や機会を設け、全ての児童に自己実現の喜びを味わわせる。
- (8) 相談体制の整備(教育相談の充実・ハートなんでも相談員等の活用)
- ア 児童・保護者・教職員が、いじめ等に係る相談を行うことができる相談日を毎月1回設定する。
- イ 場合によっては、対外的な相談者(スクールソーシャルワーカーなど)と協力して相談活動を行う。
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- ア 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。
- イ 児童にインターネットを使用する際のルールを指導するとともに、情報モラル教育を重視する。適正な生徒指導体制がとれるように、常に最新の情報を教職員へ配信するとともに、情報モラル教育の学年別目標を学期ごとに見直す。
- ウ 保護者へ情報モラルに関する情報を情報モラル通信で定期的に配信し、家庭での情報モラル育成が図れるようにするとともに、安全なインターネットの使用やネットいじめ防止について啓発を行う。
- エ 「ネットいじめへの対応」(資料1)に基づき、適正な対応を行う。
- (10) 発達障がい等への共通理解
- ア 「つまづきやすい」児童に対して、個に即した助言や支援を行う。
- イ 全ての児童が互いの特性等を理解し合い、助け合っるとともに伸びていこうとする集団づくりを進める。
- (11) 校内研修の充実
- ア いじめに関していろいろな課題やテーマを設定して、資料収集や協議を行う。
- イ 「いじめ防止の新たな手法」について研修し、効果的に活用できるようにする。
- ・構成的グループエンカウンター(作業や討議の中で本音を表現し合い、互いに認め合うことで、新しい自分に出会う。自尊感情や信頼関係を高める。)
 - ・ピア・サポート活動(同じような立場にある人々が体験を語り合い回復を目指す。)

- ・アサーショントレーニング（相手を攻撃することなく、適切に自己主張できる。）
- ・ソーシャルスキルトレーニング（適切な対人行動の習得を目指す。）

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 幼・保・小・中の連絡協議会等で、連携を密にする。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置 早期発見のための取組

(1) 名称 「いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、研修主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年主任 *必要に応じて、外部専門機関等と連携する。

(3) 活動内容

ア 毎月1回情報交換

イ 早期発見のための手立て

○ 日々の観察

- ・ 日記、児童との対話等で些細な事にも気をつけ、児童の声に耳を傾ける。
- ・ 児童の日々の生活を観察し、「いじめ発見のチェックポイント」（資料2）を活用して確認し、児童に指導・支援を行うなど、児童の行動を見守る。必ず生活の記録に残す。
- ・ 表面の行動に惑わされることなく内面の感情に気を付け、違和感を敏感に感じ取る。
- ・ 学級内のグループに目を向け、グループ内の人間関係の変化を十分把握する。

○ いじめを見抜く教師力を高める。

- ・ 教師自身が人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢をもつ。
- ・ 共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

ウ アンケート等調査の工夫

- ・ 「今のわたしアンケート」（資料3）を毎学期実施する。
- ・ アンケートの結果より考察し、問題点を見付けたら、早期に解決に向けて対処する。

エ 相談活動の充実

- ・ 放課後に月1回の教育相談の日を設け、保護者からの希望により行う。
- ・ 児童との対話より、気にかかることについては、教師側から声を掛けて保護者との相談活動をする。

オ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

- ・ いじめのサイン発見シート（資料4）を配付し、保護者と「いじめは重大な人権侵害である」という共通認識をもって連携する。
- ・ 「開かれた学校づくり」で、各種便り及びホームページ等を通して、保護者に情報を提供し、情報の共有を図るなど啓発を推進する。

カ 地域及び関係機関との連携

- ・ 学校だけで解決が困難な事案が起こることもあるので、日頃より管理職や生徒指導主事を中心にして、学校や地域の情報交換など連携を密にしておく。（おやじの会、

妻鳥青少年問題協議会、人権擁護委員、民生委員、家庭相談員等)

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期 (夏休み)	いじめ防止委員会 (方針、計画等) いじめ対策チーム編成 職員研修(いじめ防止 基本方針を基にいじめ の対応を確認) 今のわたしアンケート を基に研修	P T A総会 (方針説明) ・学級、学年集団づく り ・なかよし班(縦割り 班)での仲間づくり	・日記、児童の観察 ・生徒指導委員会(教職員 の情報交換) ・今のわたしアンケート
2 学期	いじめ防止委員会 (2・3 学期の計画) 職員研修(事例研修) 今のわたしアンケー トと学校評価アンケ ートを基に研修	・学級、学年集団づく り ・なかよし班(縦割り 班)での仲間づくり ・人権・同和教育参観 日 (保護者啓発)	・日記、児童の観察 ・生徒指導委員会(教職 員の情報交換) ・今のわたしアンケート ・学校評価アンケート
3 学期	学校評価を基に研修 いじめ防止委員会(本 年度の反省、見直し)	・学級、学年集団づく り ・なかよし班(縦割り 班)での仲間づくり	・日記、児童の観察 ・生徒指導委員会(教職員 の情報交換) ・今のわたしアンケート ・学校評価アンケート

(5) 取組評価アンケートの実施・考察・改善

- ・ 「いじめの問題への取組に係る達成目標についての評価」(資料5)を活用し、いじめ問題に関する取組を評価し改善を図る。
- ・ 学期に1回今のわたしアンケートを実施し、評価結果から全教職員で改善策を検討、課題を克服するためへの実践とつなげるP D C Aサイクルを確立する。
- ・ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

4 いじめが発生した場合の組織の設置 **早期対応 (認知したいじめに対する対処等)**

(1) 名称 「いじめ対策チーム」

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、研修主任、人権・同和教育主任、保健主事、養護教諭、該当学年主任、学級担任、ハートなんでも相談員

(3) 活動内容

ア いじめの事実確認や情報共有

- ・ 【情報共有の手順】 兆候や懸念、児童や保護者等からの訴え→教職員→学年主任→生徒指導主事→管理職→(警察、児童相談所、福祉事務所等の外部組織)→いじめ対策チーム→職員会

【情報共有すべき内容】 いつ、どこで、誰が、何を、どのように

- イ いじめを受けた児童又はその保護者に対する必要な情報提供や支援
- ウ いじめを行った児童に対する指導やその保護者に対する助言や支援
- エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

- オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
- カ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

- キ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

- ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

- ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- (1) 調査組織「いじめ対策チーム」を開く。

- (2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

- (3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

- (4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

- (5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

- ・ いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにする。

7 ホームページでの公開について

- ・ 作成した「学校いじめ防止基本方針」の全文をホームページで公開し、保護者や地域の方が自由に見ることができ、「開かれた学校づくり」を目指す。